

# 終身保険

ライズ  
RISE

無配当 終身保険 (低解約払戻金型)

解約払戻金を抑えて保険料をダウン。  
一生涯保障の死亡保険です。



## 重要事項説明書《契約概要 / 注意喚起情報》兼商品パンフレット

- ・この書面は、ご契約に際して特に重要なことからを説明しており、「契約概要」では契約いただく商品について特に理解いただきたい内容を、「注意喚起情報」では保険契約全般に関する注意事項および保険金等を支払わない場合等の不利益事項を記載しております。お申し込みにあたっては必ず確認いただきますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり / 約款」をご確認ください。
- ・この商品の引受保険会社はオリックス生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はオリックス生命保険株式会社の募集代理店です。

■募集代理店

MIZUHO

みずほ銀行

■引受保険会社



ORIX

オリックス生命

# 保険料の負担を抑えた 一生涯保障の死亡保険

POINT

**1 一生涯の死亡・高度障害保障を準備いただけます。**

⚠ 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

POINT

**2 ライフプランに合わせて設計いただけます。**

保険料払込期間を**終身払**、**短期払**からお選びいただけます。  
保険金額は**200万円**から**10万円**単位で設定できます。

⚠ 終身払の場合は、一生涯にわたって低解約払戻期間が続きます。  
⚠ 契約年齢により「短期払」をお選びいただけない場合があります。

POINT

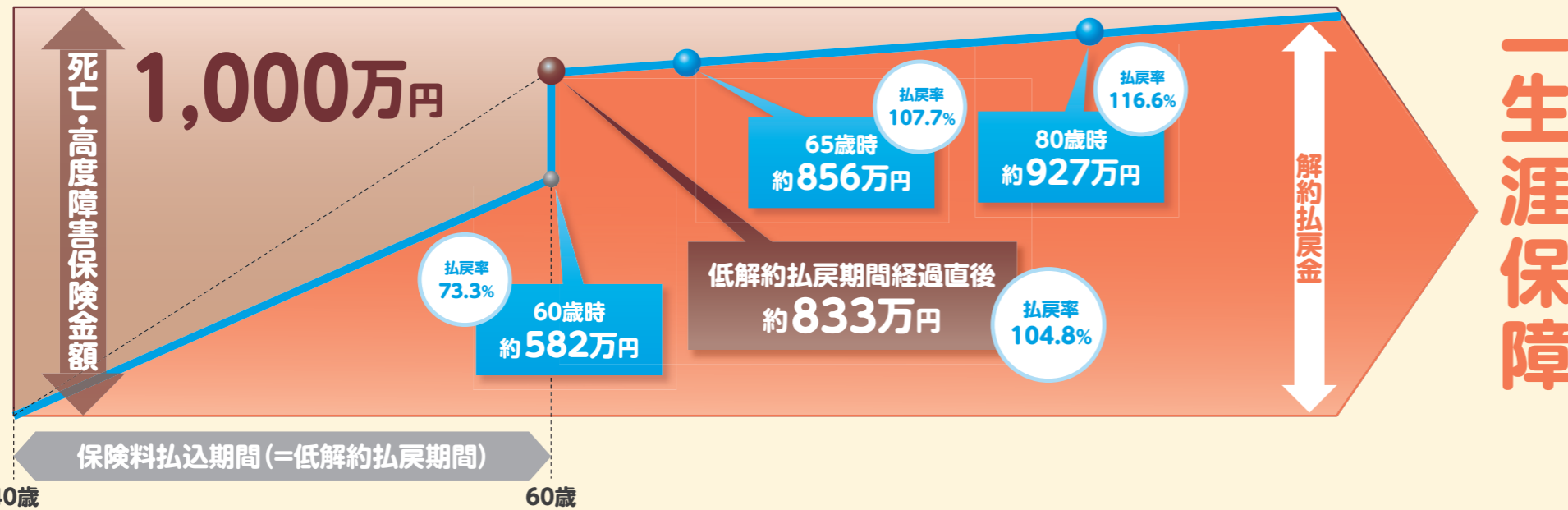
**3 解約払戻金を活用いただけます。**

⚠ 解約した場合、以後の保障はなくなります。  
⚠ 契約後短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

保険料払込期間(低解約払戻期間)中の主契約の解約払戻金を抑制することにより、保険料の負担を抑えた終身保険です。

契約例 ●40歳女性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:60歳払済 ●低解約払戻期間:60歳まで

主契約 **保険金額:1,000万円** 口座振替 **月払保険料:33,120円** (60歳時払込保険料累計:7,948,800円)  
(特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)



低解約払戻期間経過後の解約払戻金をお子さまの教育費や、セカンドライフの資金などさまざまな資金として活用いただけます!

▼左記契約例の場合

経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率	
低解約払戻期間	5年	45歳	1,987,200円	1,331,500円	67.0%
	10年	50歳	3,974,400円	2,803,900円	70.5%
	20年	60歳	7,948,800円	5,828,600円	73.3%
低解約払戻期間経過直後*		7,948,800円	8,330,600円	104.8%	
	30年	70歳	7,948,800円	8,808,700円	110.8%
	40年	80歳	7,948,800円	9,273,800円	116.6%
	50年	90歳	7,948,800円	9,635,700円	121.2%

【解約払戻金について】

※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(\*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。

※払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料累計×100

※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

※低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

**+** 特約の付加で安心をプラス

**介護前払特約** (特約保険料は不要です)

主契約の保険料払込期間経過後、かつ被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態となられたとき、指定保険金額から、死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額をお支払いします。

※支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。

※保険料払込期間が終身払の場合、付加することはできません。

<支払額の例> 上記「契約例」で、死亡保険金の全額[1,000万円分]を請求した場合\*1

経過年数	年齢	指定保険金額	支払額*2	(参考)指定保険金額に対する解約払戻金額*2
35年	75歳	1,000万円	約948万円	約904万円
50年	90歳	1,000万円	約970万円	約963万円

このほかに、以下の特約を付加することができます。

**リビング・ニーズ特約、年金支払特約**

※特約保険料は不要です。特約の詳細については「契約概要」(4特約について)をご確認ください。

\*1 死亡保険金の全額を指定した場合、保険契約およびすべての特約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。

\*2 上記金額は年単位の契約応当日前日に請求があったものとして、その金額を表示しています。また、支払額は2018年4月2日時点の計算によるものです。実際には請求日における計算となるため、金額が変動することがあります。

**ココも  
チェック!**

**不慮の事故により、重い障害状態になられたら、以後、保険料はいただきません。**

**がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の事由に該当したら、以後、保険料はいただきません。**  
(特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合)

⚠ **悪性新生物(がん)にかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。**

※保険料払込免除の詳細については「契約概要」(3保険料払込免除)をご確認ください。

# 保険料を契約時にまとめて払込みいただいた場合

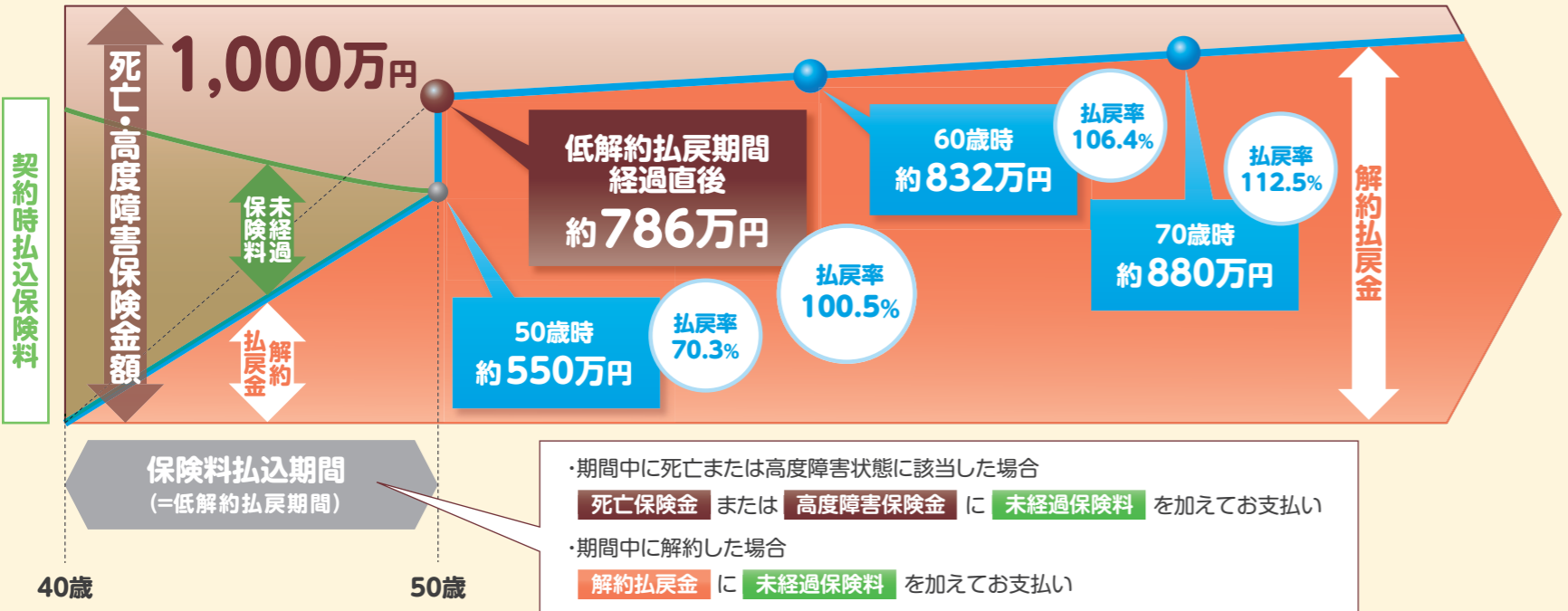
**POINT 1** 一生涯の死亡・高度障害保障を準備いただけます。  
⚠️ 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

**POINT 2** 保険料を契約時にまとめて払込みいただくこと(全期前納)ができます。  
前納保険料は、オリックス生命所定の利率で割引されています。

**POINT 3** 解約払戻金を活用いただけます。  
⚠️ 解約した場合、以後の保障はなくなります。  
⚠️ 契約後短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

契約例 ●40歳女性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:10年払済 ●低解約払戻期間:10年

主契約 **保険金額:1,000万円**  
前納扱(全期前納) **契約時払込保険料:7,824,829円** (特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)  
(第1回保険料(年払):786,020円+前納保険料:7,038,809円)



一生涯保障

低解約払戻期間経過後の解約払戻金をお子さまの教育費や、セカンドライフの資金などさまざまな資金として活用いただけます!

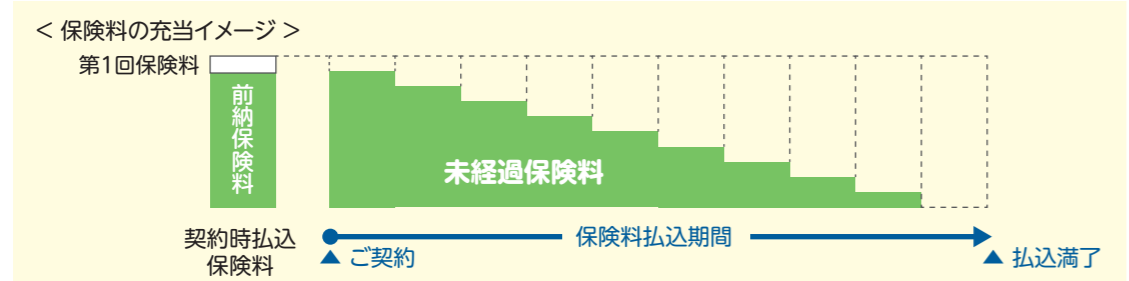
▼左記契約例の場合

経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	未経過保険料	解約時払戻金	払戻率
低解約払戻期間	5年 45歳	7,824,829円	2,649,400円	3,922,239円	6,571,639円	83.9%
	10年 50歳	7,824,829円	5,502,800円	-	5,502,800円	70.3%
低解約払戻期間経過後*		7,824,829円	7,864,900円	-	7,864,900円	100.5%
	20年 60歳	7,824,829円	8,326,600円	-	8,326,600円	106.4%
	30年 70歳	7,824,829円	8,808,700円	-	8,808,700円	112.5%
	40年 80歳	7,824,829円	9,273,800円	-	9,273,800円	118.5%
	50年 90歳	7,824,829円	9,635,700円	-	9,635,700円	123.1%

【解約払戻金額について】  
※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(\*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過後の金額を表示しています)。  
※払戻率(%)=解約時払戻金÷払込保険料累計×100  
※「解約時払戻金」には、解約払戻金の他に未経過保険料が含まれます。  
※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。  
※低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。

## 全期前納とは

- ・将来にわたって払込むべき保険料を契約時にまとめて払込む方法です。  
(第1回保険料(年払)+前納保険料(年払保険料×前納回数に応じた所定の率))
- ・前納された保険料はオリックス生命で積み立てておき、保険料の払込応当日ごとに保険料に充当します。
- ・前納された保険料のうち年払保険料に未充当の部分を、未経過保険料といいます。



<保険料払込期間中の取り扱いについて>

・死亡・解約等により保険契約が消滅した場合には、未経過保険料を払戻します。



・保険料払込免除\*の事由に該当した場合も、未経過保険料を払戻します。

\*保険料払込免除については2ページと「契約概要」(3)保険料払込免除)をあわせてご確認ください。  
※上記以外で未経過保険料の払戻しはできません。

## + 特約の付加で安心をプラス

- ・介護前払特約
  - ・リビング・ニーズ特約
  - ・年金支払特約
- を付加することができます。

※特約保険料は不要です。  
※特約の詳細については「契約概要」(4)特約について)をご確認ください。

? 特定疾病保険料払込免除特則とは .....>

特則適用を「あり」とした場合、

悪性新生物(がん) 急性心筋梗塞 脳卒中 により約款所定の事由に該当した場合、以後、保険料はいただきません。

? 保険料払込期間は .....>

下記保険料例表に記載の払込期間のほか、

20年払済 50歳払済 55歳払済 65歳払済 70歳払済 75歳払済 80歳払済 終身払 からお選びいただけます。

※1ページの契約例(保険料払込方法:月払)に準じた保険料を記載しています。

●保険金額:1,000万円

男性

2018年4月2日現在(保険料単位:円)

特定疾病保険料払込免除特則適用 なし			契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特則適用 あり		
10年払済	15年払済	60歳払済		10年払済	15年払済	60歳払済
64,980	43,050	21,640	30	65,740	43,890	22,780
65,370	43,320	22,520	31	66,170	44,210	23,710
65,770	43,600	23,460	32	66,620	44,540	24,700
66,170	43,880	24,480	33	67,080	44,880	25,770
66,590	44,170	25,580	34	67,550	45,230	26,930
67,010	44,460	26,760	35	68,040	45,610	28,180
67,430	44,760	28,050	36	68,550	45,980	29,530
67,870	45,070	29,460	37	69,060	46,370	31,010
68,300	45,380	30,990	38	69,570	46,770	32,600
68,740	45,700	32,660	39	70,090	47,190	34,370
69,190	46,030	34,510	40	70,620	47,610	36,290
69,650	46,350	36,600	41	71,180	48,060	38,470
70,110	46,700	38,930	42	71,750	48,520	40,900
70,580	47,040	41,530	43	72,340	49,010	43,600
71,060	47,400	44,450	44	72,960	49,540	46,640
71,540	47,760	47,760	45	73,590	50,080	50,080
72,040	48,140	51,550	46	74,270	50,670	54,010
72,560	48,520	55,910	47	74,960	51,280	58,510
73,060	48,920	60,990	48	75,680	51,920	63,760
73,590	49,330	67,000	49	76,430	52,610	69,930
74,110	49,740	74,110	50	77,210	53,340	77,210
74,650	50,180	—	51	78,050	54,130	—
75,200	50,630	—	52	78,940	54,950	—
75,770	51,090	—	53	79,890	55,840	—
76,360	51,570	—	54	80,910	56,800	—
76,970	52,090	—	55	82,000	57,820	—
77,590	52,630	—	56	83,120	58,880	—
78,250	53,190	—	57	84,320	60,040	—
78,920	53,780	—	58	85,570	61,260	—
79,630	54,400	—	59	86,860	62,550	—
80,350	55,070	—	60	88,220	63,930	—

※上記以外の保険料は、お問い合わせください。 ※上記保険料例表の「—」については、取り扱いしておりません。 ※月払かつクレジットカード払扱の場合、保険料の取り扱いは月額50,000円が上限となります。

●保険金額:1,000万円

女性

2018年4月2日現在(保険料単位:円)

特定疾病保険料払込免除特則適用 なし			契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特則適用 あり		
10年払済	15年払済	60歳払済		10年払済	15年払済	60歳払済
62,740	41,540	20,760	30	63,730	42,620	22,100
63,140	41,800	21,610	31	64,180	42,960	23,000
63,520	42,070	22,520	32	64,640	43,290	23,970
63,920	42,340	23,500	33	65,110	43,640	25,000
64,310	42,610	24,560	34	65,570	43,980	26,110
64,710	42,890	25,690	35	66,050	44,340	27,310
65,110	43,160	26,930	36	66,550	44,710	28,610
65,510	43,450	28,270	37	67,040	45,070	30,020
65,930	43,730	29,740	38	67,540	45,450	31,560
66,330	44,010	31,340	39	68,050	45,820	33,240
66,740	44,310	33,120	40	68,580	46,220	35,090
67,170	44,600	35,120	41	69,090	46,600	37,170
67,600	44,910	37,350	42	69,610	46,990	39,480
68,030	45,210	39,840	43	70,140	47,400	42,060
68,480	45,530	42,660	44	70,670	47,800	44,960
68,930	45,840	45,840	45	71,220	48,220	48,220
69,380	46,170	49,490	46	71,760	48,640	51,940
69,830	46,490	53,680	47	72,300	49,070	56,210
70,280	46,820	58,570	48	72,860	49,510	61,200
70,740	47,140	64,350	49	73,410	49,950	67,060
71,200	47,470	71,200	50	74,000	50,410	74,000
71,660	47,800	—	51	74,590	50,890	—
72,120	48,140	—	52	75,190	51,380	—
72,590	48,480	—	53	75,820	51,880	—
73,070	48,830	—	54	76,460	52,410	—
73,550	49,190	—	55	77,100	52,950	—
74,040	49,570	—	56	77,780	53,530	—
74,540	49,950	—	57	78,480	54,160	—
75,060	50,340	—	58	79,190	54,790	—
75,570	50,760	—	59	79,940	55,460	—
76,100	51,180	—	60	80,720	56,160	—

## 契約の取り扱い

被保険者の契約年齢	15歳～75歳(満年齢) ※保険料払込期間により異なります。				
保険期間	終身				
保険料払込期間	10年・15年・20年払済、50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済、終身払				
低解約払戻期間	保険料払込期間と同一				
保険料払込方法(払込回数)	月払・半年払・年払・前納扱* *前納扱:第1回保険料および前納保険料をオリックス生命指定の口座に払込みください。				
保険料払込経路	口座振替扱・クレジットカード払扱 ※クレジットカード払扱の場合、保険料の取り扱いは月払は50,000円、半年払・年払は100,000円が上限となります。				
最低保険金額	200万円				
最高保険金額	15歳～21歳	22歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳～75歳
	5,000万円	5億円	3億円	2億円	1億円
※最高保険金額はオリックス生命における既契約の保険金額を含みます。					
高額割引制度	主契約の保険金額により、保険料の高額割引制度が適用されます。				

## 生命保険と税金

### 〈生命保険料控除〉

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」があります。この商品は、1月から12月までの正味払込保険料の一定額が、「一般生命保険料控除」の対象となります。なお、前納扱の場合、保険料払込期間中は毎年、その年に保険料に充当した金額が「一般生命保険料控除」の対象となります。

※この制度は納税する人が保険料を支払い、本人または配偶者、あるいはその他の親族が保険金等の受取人である場合に適用されます。

### 〈保険金等の税制上の取り扱い〉

保険金等にかかる税金は、契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

#### ・死亡保険金について

下表は契約者が保険料を負担しているものとします。

契約形態	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税*1
契約者と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得*2)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

\*1 契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人である場合、他の死亡保険金等と合算のうえ、相続税の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。

\*2 一時所得の課税対象額={ (死亡保険金-払込保険料総額) -特別控除(50万円上限) }×1/2  
(同年内に他の一時所得がないものとします。)

#### ・高度障害保険金等について

高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金および介護前払保険金は、その受取人が被保険者本人のほか、その配偶者、直系血族または生計を一にする親族である場合には、原則として非課税となります。

※ここに記載の税制上の取り扱いは、2017年12月現在のものです。法令改正等により税務の取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また個別の取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

# 契約概要

■ 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申し込みください。

■ この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や給付に際しての制限事項等についての詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

■ お申し込みいただく具体的な契約内容は、「生命保険契約申込書」に記入したとおりとなります。

## 1 商品のしくみ

「終身保険RISE[ライズ]」は、一生涯にわたり万が一の場合の保障が確保できる保険です。

### ■ 契約例

保険金額:1,000万円の場合



\* 払込みを一生涯続ける「終身払」もお選びいただけます。

※契約いただく保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数=月払・半年払・年払・前納扱、払込経路=口座振替扱・クレジットカード払扱)については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

## 2 保障内容〈主契約〉

	保険金名称	支払事由の概要	支払額
無配当 終身保険 (低解約払戻金型)	死亡保険金	死亡したとき	保険金額
	高度障害保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき	

※ご契約の内容などによっては、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

保険金の支払い等について

詳細は **ご契約のしおり** 4. 契約後-保険金等を支払いできない場合

### 3 保険料払込免除

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「特定疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、保険料払込期間中に以下、『**「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由**』に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

#### ■「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由

悪性新生物 (がん)	悪性新生物責任開始日*1以後に初めて約款所定の悪性新生物(がん)になったと診断確定*2されたとき(「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外) *1 「悪性新生物責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。 *2 <u>診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日とみなします。</u>
急性 心筋梗塞	約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・ 60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・ 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき
脳卒中	約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・ 60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・ 脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき

詳細は [ご契約のしおり](#) 1. しくみ-保険料の払込免除/特定疾病保険料払込免除特則

### 4 特約について

この商品に付加できる主な特約は以下のとおりです。

特約名称	保険金名称	支払事由の概要	支払額等
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6ヵ月以内と判断されたとき	指定保険金額から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額
介護前払特約*	介護前払保険金	主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態になったとき	指定保険金額から、会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額
年金支払特約	死亡保険金・高度障害保険金の一括払にかえて、年金としてお支払いします		定額型または逓増型 ※年金支払期間:5・10・15年より選択

- \* 保険料払込期間が終身の場合は付加できません。
- ※主契約が消滅したときには特約も消滅します。
- ※リビング・ニーズ保険金の支払後は、指定保険金額の保障は消滅します。
- ※リビング・ニーズ保険金の支払後は、介護前払特約は消滅します。
- ※介護前払保険金の支払後は、指定保険金額の保障は消滅します。
- ※介護前払特約の支払額は指定保険金額よりも少なくなります。請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。
- ※リビング・ニーズ保険金と介護前払保険金を重ねて請求した場合、介護前払保険金はお支払いしません。

詳細は [ご契約のしおり](#) 2. 特約

## 5 解約払戻金

- 低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の解約払戻金の7割に抑制されています（低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です）。
- 低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、低解約払戻期間内のすべての保険料の払込みがないときは、主契約の解約払戻金は抑制されます。
- 解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

## 6 配当金・満期保険金

この商品に配当金・満期保険金はありません。

## 7 負担いただく費用

払込みいただく保険料の一部は保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費（販売、保険証券作成、契約の維持管理の費用等）にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別などによって異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

## 8 その他の注意事項

- 解約払戻金の9割（保険料払込済の場合には8割）を限度として契約者貸付を利用いただけます。
- あらかじめお申し出があった場合には、解約払戻金の範囲内で保険料の自動振替貸付を利用いただけます。

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して**特に注意いただきたい重要な事項**や**不利益となる事項**を記載しています。
- 契約前に「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申し込みください。
- 保険契約の内容に関する詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

## 1. 告知に関する重要事項

### 告知義務

#### ■ 事実を正確にお知らせください

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。オリックス生命はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等についておたずねします。

以下の方法により**事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）**ください。

- 診査を行わない保険契約の場合には、オリックス生命所定の「告知書」にご記入ください。
- 診査を行う保険契約の場合には、オリックス生命指定の医師がおたずねする項目について、口頭でお知らせください。

#### ■ オリックス生命または医師に告知してください

告知受領権（告知を受ける権限）はオリックス生命（オリックス生命所定の「告知書」を介して受領）およびオリックス生命が指定した医師が有しています。**オリックス生命の社員・生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）・生命保険面接士には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。**

#### ■ 申込内容等について確認させていただく場合があります

保険契約のお申し込み後または保険金・給付金等の請求および保険料の払込免除の請求の際、オリックス生命の社員またはオリックス生命が委託した者が、申込内容や告知内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

#### ■ 傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引き受けすることがあります

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容や加入する保険種類によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや、「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります）。

## 正しく告知しなかった場合

### ■ 保険契約の解除や取り消しをすることがあります

故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日を含みます）から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

- 保険金・給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。
- 保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
- お支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、支払いまたは払込みの免除をすることがあります。

※責任開始日から2年経過後でも、支払事由または払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、**詐欺による取り消しを理由として、保険契約または特約を取り消すことがあります。**

この場合、保険金・給付金等の支払いや保険料の払込免除は行わず、すでに払込まれた保険料も払戻しません。

※告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも**取り消しとなることがあります。**

## 新たな保険に契約し直す場合

### ■ 不利益となることがあります

- 現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提に、新たな保険契約のお申し込みをする場合には、多くの場合、**解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。**
- 新規の保険契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たな保険契約をお引き受けできなかつたり、告知しなかったために**新たな保険契約が解除または取り消しとなる場合があります。**  
※新たな保険に契約し直す場合も、「1.告知に関する重要事項-正しく告知しなかった場合」が適用されます。
- 正しく告知した場合でも、責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合には、**保険金・給付金等を支払わないことがあります。**

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後 - 保険金等を支払いできない場合

- 現在の保険契約について一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権等\*を失う場合があります。**

\* オリックス生命の商品（団体保険を除く）には配当はありません。

## 2. お申し込みについて

### ■ お申し込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

#### ■ 書面によりお申し込みの撤回等を行うことができます

保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内に申し出いただければ、オリックス生命が指定する医師の診査を受けた場合を除き、書面によりお申し込みの撤回または保険契約の解除を行うことができます。この場合、払込みいただいた金額を全額お返しします。ただし、利息はつきません。

### ■ 保障の開始（責任開始）

#### ■ お申し込みから保障の開始までの流れをご確認ください

- 生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書および告知に基づくオリックス生命の承諾が必要となります。  
※オリックス生命の社員および生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介（取り次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といたします（次ページの図をご覧ください）。  
なお、保険種類によっては、一部、**責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。**

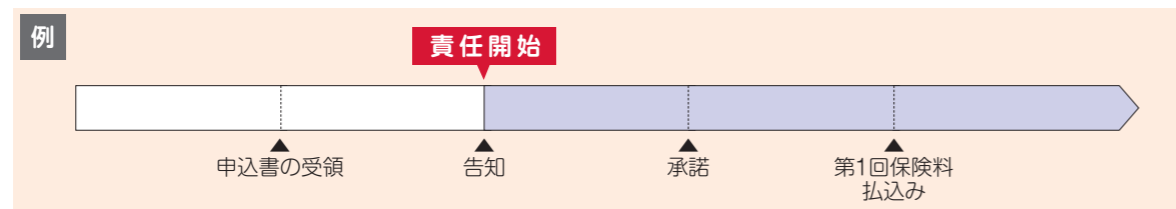


<「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合>

オリックス生命が保険契約をお引き受けすることを承諾した場合には、**申込書の受領\*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。**

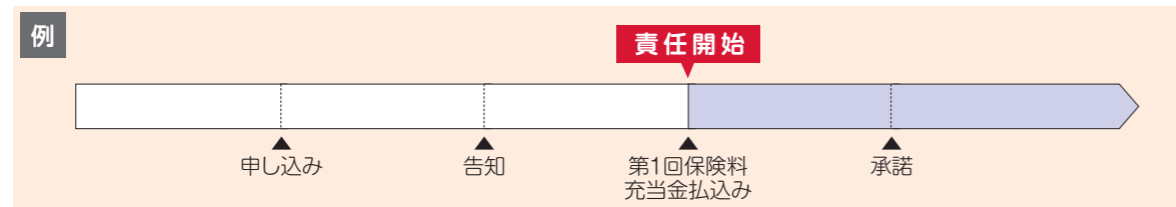
\* 申込書の受領とは、オリックス生命または生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）が申込書を受領したときをいいます。

※前納扱の場合等は、「責任開始に関する特約」は付加されません。



<「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合>

オリックス生命が保険契約をお引き受けすることを承諾した場合には、**告知または第1回保険料(充当金)の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。**



※第1回保険料(充当金)をクレジットカードにより払込みいただく場合には、オリックス生命がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料(充当金)を払込みいただいたものとして扱います。

詳細は [ご契約のしおり](#) 3.契約に際して-保障の開始時期(責任開始)

### 3. 契約後について

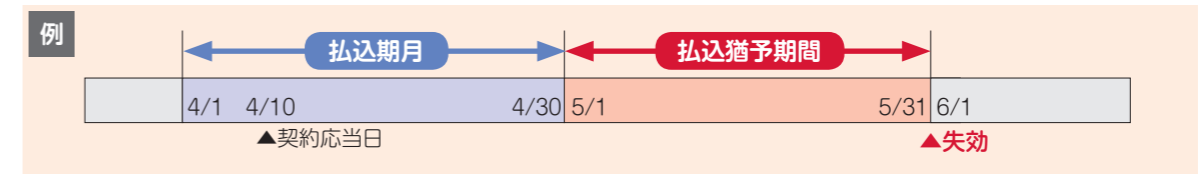
#### 保険料の払込みが困難になった場合

##### ■ 保険料の払込期月と払込猶予期間をご確認ください

保険料は払込期月(保険料を払込みいただく月)内にオリックス生命へ払込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は効力を失います。これを「失効」といいます。**

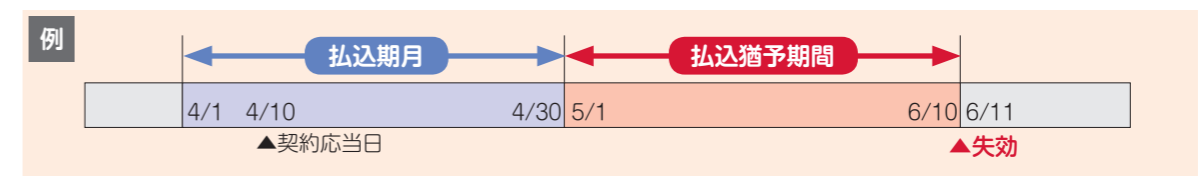
##### <保険契約が月払の場合>

- 払込期月: 契約当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間: 払込期月の翌月初日から末日まで



##### <保険契約が半年払・年払の場合>

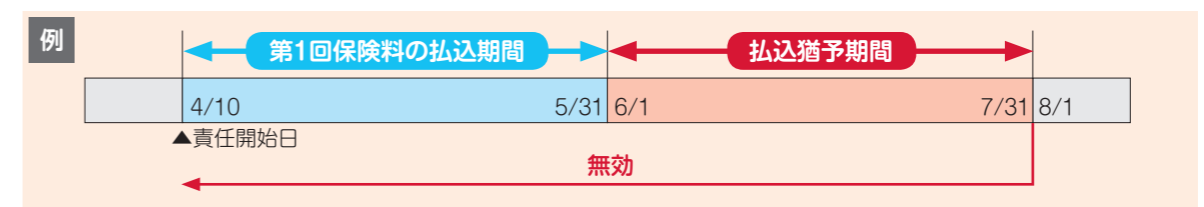
- 払込期月: 契約当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間: 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで



##### <「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合>

第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は無効となります。**

- 払込期間: 責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間: 払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで



## ■ 自動振替貸付を利用いただけます

あらかじめ申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、オリックス生命が自動的に保険料を立替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・特別団体扱の場合、保険料率に変更され、保険料が割増しとなります）。

この場合、**オリックス生命所定の利率で利息がかかります（複利計算）**。

※保険料の自動振替貸付の取り扱いがない保険種類もあります。

あわせてご確認ください ▶ **契約概要** **8** その他の注意事項

## ■ 契約が失効しても復活を申し込むことができます

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。

保険契約の復活をオリックス生命が承諾した場合には、未払込保険料とそれに対する利息の払込みおよび告知（保険契約によっては診査）がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

※復活に際しても、「**1.告知に関する重要事項**」に記載の内容が適用されます。

※被保険者の健康状態等によっては**復活できない場合があります**。

詳細は ▶ **ご契約のしおり** 4.契約後-保険契約の復活

## ■ 解約と解約払戻金

### ■ 解約払戻金があればお支払いします

払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等の支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります**。

保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、**特に契約後短期間で解約したときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。

なお、解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引下げる保険種類もあります。

詳細は ▶ **ご契約のしおり** 4.契約後-解約と解約払戻金

あわせてご確認ください ▶ **契約概要** **5** 解約払戻金

## 4. 保険金・給付金等の請求について

### ■ 請求の手続き

#### ■ 支払事由等が生じた場合すみやかにご連絡ください

● お客さまからの請求に応じて、保険金・給付金等を支払う必要があります。

支払事由が生じた場合、すみやかにご連絡ください。

なお、**支払いの可能性があるとと思われる場合や、不明点がある場合等についてもすみやかにご連絡ください**。

● 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入中の保険契約によっては、**複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがあります**。

**不明点がある場合等にはすみやかにご連絡ください**。

● オリックス生命からの手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができなくなるおそれがあります。**保険契約者の住所を変更した場合には、必ずご連絡ください**。

● 請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますので、あわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト ▶ <http://www.orixlife.co.jp/>

#### 【契約内容に関する手続きやお問い合わせ】

カスタマー  
サービスセンター

 **0120-506-094**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

#### 【保険金・給付金に関するお問い合わせ】

保険金・給付金  
お問い合わせ窓口

 **0120-506-053**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

## ■ 指定代理請求を利用いただけます

● 被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。

● 指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の  
(1) 戸籍上の配偶者、(2) 親または子、(3) 兄弟姉妹 の順位で代理請求を行うことができます。

※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後-指定代理請求特約

## ■ お支払いできない場合

### ■ 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります

つぎのような場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

- 支払事由に該当しない場合  
(例:責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合 等)
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
- 保険契約または特約が重大事由により解除された場合  
(例:① 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こした場合  
② 保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等)
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結・復活・復旧の際に、保険契約または特約が、詐欺により取り消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的により無効となった場合
- 支払いの免責事由に該当した場合  
(例:責任開始日から3年以内の被保険者の自殺、保険契約者・被保険者または受取人の故意・重大な過失による場合 等)

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後-保険金等を支払いできない場合

保険金・給付金等をお支払いできない場合についてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト <http://www.orixlife.co.jp/>

## ■ 保険金額・給付金額等の削減

### ■ 保険金額・給付金額等を削減する場合があります

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

## ■ 生命保険契約者保護機構

### ■ 生命保険契約者保護機構に加入しています

オリックス生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

## 5. 相談等窓口について

### 相談窓口・苦情の申出先

生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口



**0120-227-780**

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)

### オリックス生命の商品にかかる指定紛争解決機関は 一般社団法人生命保険協会です

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

生命保険協会 ウェブサイト <http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## 個人情報の取り扱い

オリックス生命（以下「当社」）は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

### ■ 個人情報の利用目的

お客さまの個人情報を、以下の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約の引き受け・継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等の支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

### ■ 個人情報の取得

上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

### ■ 情報交換制度等

健全な生命保険制度の維持・発展のため、以下の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

①契約内容登録制度・契約内容照会制度、②医療保障保険契約内容登録制度、③支払査定時照会制度

### ■ 個人情報の外部への提供

以下の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客さまの同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客さま、または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 個人情報を共同利用する場合
- (6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7) その他の正当な理由がある場合

### ■ 再保険における個人情報の取り扱い

当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引き受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

### ■ 機微(センシティブ)情報<要配慮個人情報を含む>の取り扱い

医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。

詳細は **ご契約のしおり** 5. 特に注意していただきたいことから  
- お客さまの個人情報の取扱いについて  
- 他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

個人情報の取り扱いについてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト <http://www.orixlife.co.jp/>

## 電話

### 主なサービス内容

●商品内容について ●申込方法について



金融機関お客さま向けフリーダイヤル

# 0120-081-166

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)

## インターネット

### 主なサービス内容

●住所変更 ●「生命保険料控除証明書」再発行



オリックス生命 ウェブサイト

# <http://www.orixlife.co.jp/>

## 郵送



年に1回、保険契約者に対して現在加入している  
保険契約内容のご案内をいたします。

オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等の請求や受け取りに関することがらを  
わかりやすく案内しておりますので、ご確認ください。

<http://www.orixlife.co.jp/>

## 生命保険募集人について

オリックス生命の社員および生命保険募集人(オリックス生命の生命保険代理店を含む)はお客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。

## 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- この商品は、オリックス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、保険契約の主体はお客さまとオリックス生命保険株式会社です。
- この商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約に加入いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまのほかの取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまの勤め先などによっては、この商品にお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約払戻金が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借入れを前提としたお申し込みは取り扱いできません。

### ■募集代理店

## 株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店頭またはフリーダイヤルへ

# 0120-855-519

受付時間：月～金／9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません)

### ■引受保険会社



## ORIX オリックス生命保険株式会社

本社／〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ

TEL：03-6862-6300

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)

<http://www.orixlife.co.jp/>